

地域	グアテマラ共和国
日付	2022年4月26日
法律事務所	Lexincorp
役職名、氏名	Mr. Gonzalo Menendez (パートナー)
連絡先	gonzalomendez@lexincorp.com

## 質問事項

### I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。  
いいえ。
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。  
いいえ。
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)  
いいえ。

憲法裁判所は、この規制の不存在が続く間、グアテマラ共和国国内で行われる個人データの利用は、基本的権利の保護の範囲に従って有効かつ合法的であるために、以下の要件を満たさなければならないと定めています。

- 完全に定義された目的に従っていること。
- 個人情報が合法的に取得されたものであること。
- 個人情報が利用されようとしている者により自発的に提供されたものであること。
- 利害関係者の同意があること。
- 取得された目的に適合した目的を持っていること。
- 真正性の判断と更新を可能にする適切な管理を実施していること。
- 誤った、または不十分な更新の場合に修正する権利があること。
- 本人がセンシティブとみなす情報もしくはデータ、または開示によりプライバシーもしくは名誉が侵害される可能性のある情報もしくはデータを除外する権利があること。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

## II. 個人情報の保護に関する規定の基本情報

- i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律全てについて以下の空欄を埋めて下さい  
(必要に応じて回答欄を追加してください。)

名称:

URL:

施行日:

① 「個人情報」の定義	
② 法律の適用範囲	
③ 地理的範囲	

名称:

URL:

施行日:

① 「個人情報」の定義	
② 法律の適用範囲	
③ 地理的範囲	

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

## III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示  
下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

(d) 利用制限の原則

- (e) 安全保護の原則
  - (f) 公開の原則
  - (g) 個人参加の原則
  - (h) 責任の原則
- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。
- (a) 収集制限の原則
  - (b) 目的明確化の原則
  - (c) 利用制限の原則
  - (d) 個人参加の原則
  - (e) 安全保護の原則
  - (f) 公開の原則
  - (g) 個人参加の原則
  - (h) 責任の原則

#### IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

いいえ。

**V. データ保護機関**

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

*グアテマラ共和国では、法制度の中に個人データの保護を規定する特定の規制機関がありません。*